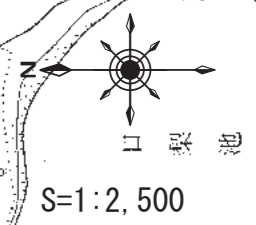
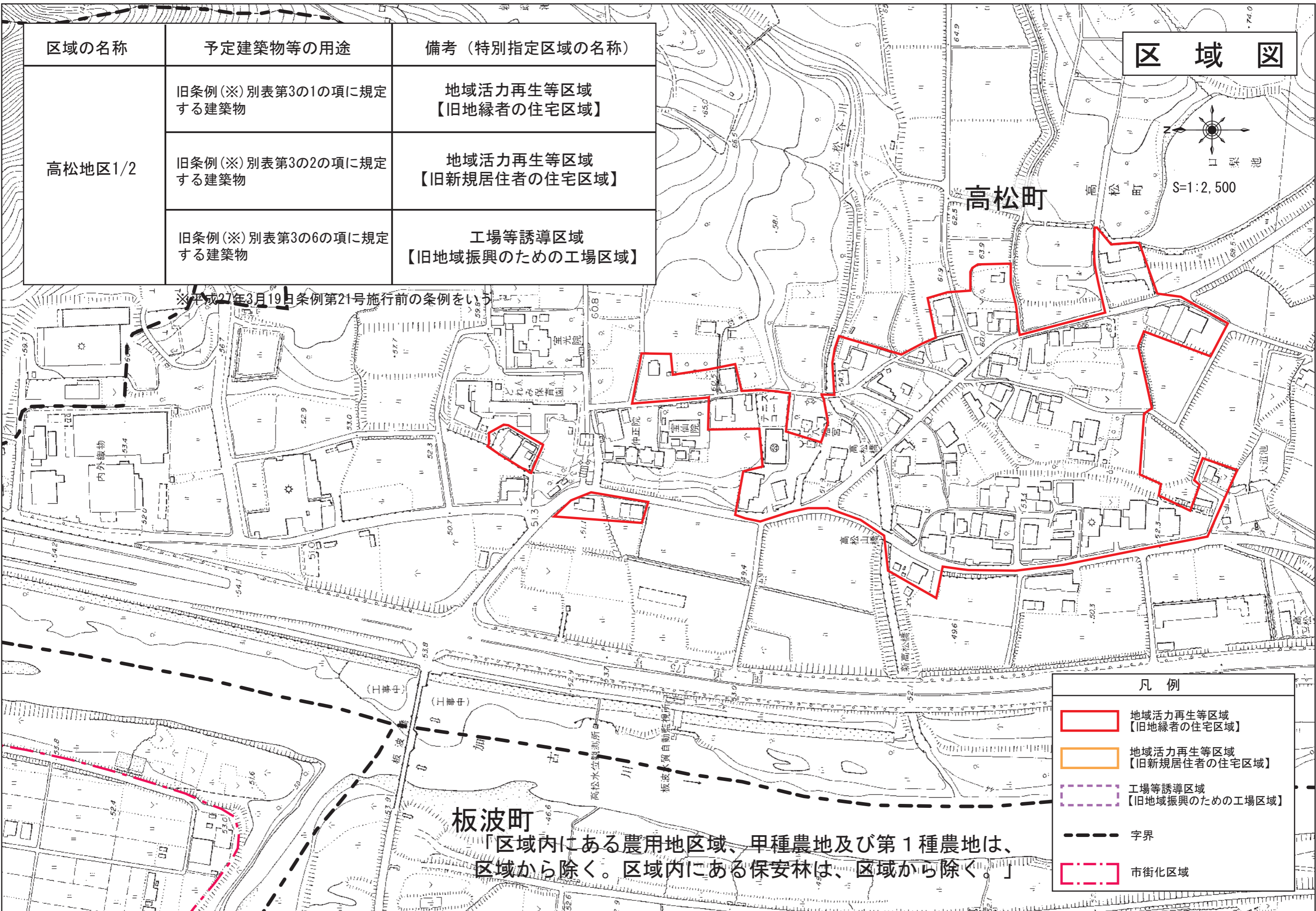


区域の名称	予定建築物等の用途	備考（特別指定区域の名称）
高松地区1/2	旧条例(※)別表第3の1の項に規定する建築物	地域活力再生等区域 【旧地縁者の住宅区域】
	旧条例(※)別表第3の2の項に規定する建築物	地域活力再生等区域 【旧新規居住者の住宅区域】
	旧条例(※)別表第3の6の項に規定する建築物	工場等誘導区域 【旧地域振興のための工場区域】

区域図



※平成27年3月19日条例第21号施行前の条例をいう



凡例	
	地域活力再生等区域 【旧地縁者の住宅区域】
	地域活力再生等区域 【旧新規居住者の住宅区域】
	工場等誘導区域 【旧地域振興のための工場区域】
	字界
	市街化区域

板波町
「区域内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。区域内にある保安林は、区域から除く。」

区域の名称	予定建築物等の用途	備考（特別指定区域の名称）
高松地区2/2	旧条例(※)別表第3の1の項に規定する建築物	地域活力再生等区域 【旧地縁者の住宅区域】
	旧条例(※)別表第3の2の項に規定する建築物	地域活力再生等区域 【旧新規居住者の住宅区域】
	旧条例(※)別表第3の6の項に規定する建築物	工場等誘導区域 【旧地域振興のための工場区域】

区域図



S=1:2,500

※平成27年3月19日条例第21号施行前の条例をいう

高松町

板波町

「区域内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。区域内にある保安林は、区域から除く。」

凡例

	地域活力再生等区域 【旧地縁者の住宅区域】
	地域活力再生等区域 【旧新規居住者の住宅区域】
	工場等誘導区域 【旧地域振興のための工場区域】
	字界
	市街化区域

